

那覇市公報

第 1 4 9 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（こどもみらい課）
..... 818

規 則

- 那覇市路上喫煙防止条例施行規則（商工振興課）..... 820
- 那覇市福祉のまちづくり条例の施行期日を定める規則（福祉政策課）..... 830
- 那覇市会計規則の一部を改正する規則（出納室）..... 831
- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅室）..... 833
- 那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課）..... 835

公 告

- 都市公園の設置及び供用開始について（公園管理室）..... 838
- 都市公園の設置及び供用開始について（公園管理室）..... 840

上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について..... 842
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて..... 842
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について..... 843

選挙管理委員会告示

○ 選挙人名簿の縦覧場所について	843
○ 選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧の日について	844
○ ポスター掲示場の設置場所について	844
○ ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することのできる日について	856
○ 直接請求に要する選挙権を有する者の数について	856
○ 選挙運動に関する支出金額の制限額について	857
○ 那覇市長選挙の期日について	857
○ 那覇市議会議員補欠選挙の期日について	858
○ 投票用紙の色について	858
○ 那覇市長選挙と那覇市議会議員補欠選挙の投票の順序について	858
○ 投票所について	859
○ 投票管理者又はその職務代理者の氏名等について	861
○ 期日前投票所について	863
○ 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	864
○ 投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について	865
○ 選挙長及びその職務を代理すべき者の氏名等について	865
○ 開票事務と選挙会事務の合同について	866
○ 選挙会の場所及び日時について	866
○ 選挙運動に関する収入及び支出報告書の要旨の公表方法について	866
○ 選挙人名簿の縦覧場所について	867
○ 在外選挙人名簿の縦覧場所について	867

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙選挙長告示

- 選挙長の事務を行う場所について…………… 868
- 選挙立会人決定のくじを行う日時及び場所について…………… 868
- 候補者の届出について…………… 869

条 例

那覇市条例第37号

平成20年10月31日

公 布 済

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成20年11月4日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市久場川保育所	那覇市首里久場川町2丁目20番地
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市久場川保育所	那覇市首里久場川町2丁目18番地8
[略]	

規 則

那覇市規則第45号

平成20年11月17日

那覇市路上喫煙防止条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市路上喫煙防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市路上喫煙防止条例(平成18年那覇市条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地区の指定等に係る告示事項)

第2条 条例第8条第4項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 禁止地区を指定した場合 次に掲げる事項

ア 指定した禁止地区の名称及び区域

イ 期間又は時間を限って指定した場合の当該期間又は時間

ウ 指定の効力が生じる期日

(2) 禁止地区の指定に係る告示事項を変更した場合 変更に係る事項及び変更の効力が生じる期日

(3) 禁止地区の指定を解除した場合 解除した禁止地区の名称及び解除の効力が生じる期日

(路上喫煙防止指導員)

第3条 条例第9条の規定による指導及び勧告、第10条の規定による命令並びに第13条の規定による過料の処分に係る事務その他の路上喫煙防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、第1項の事務に従事するときは、路上喫煙防止指導員証(第1号様式)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第4条 条例第9条第1項の規定による指導は、口頭により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による勧告は、路上喫煙是正勧告書(第2号様式)を交付して行うものとする。

(命令)

第5条 条例第10条各項の規定による命令は、路上喫煙是正命令書(第3号様式)を交付して行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第6条 市長は、条例第13条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、告知書(第4号様式)により、その旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の弁明は、弁明書(第5号様式)の提出又は口頭により行わなければならないものとする。

(過料処分)

第7条 条例第13条の規定により過料の処分をしようとするときは、路上喫煙過料処分書(第6号様式)を交付して行うものとする。

2 条例第13条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

3 前項に規定する過料の納期限は、当該処分の日属する月の翌月の末日とする。

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

(表)

写 真	第 号 路上喫煙防止指導員証 所属 職名 氏名 年 月 日 発行 那覇市長 印
上記の者は、那覇市路上喫煙防止条例施行規則第3条第1項の規定による路上喫煙防止指導員であることを証明する。	

(裏)

- 1 本証は、過料の処分に係る事務その他の路上喫煙防止に関する事務を行う場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときはいつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 路上喫煙防止指導員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。

寸法 縦 54ミリメートル 横 86ミリメートル

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

様

那 覇 市

路上喫煙是正勧告書

那覇市路上喫煙防止条例第9条第2項の規定により、次のとおり勧告します。

- 1 違反行為 那覇市路上喫煙防止条例第8条第3項違反
- 2 勧告内容 直ちに路上喫煙禁止地区内での路上喫煙を止めるよう勧告します。

第3号様式(第5条関係)

那覇市達 第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

路上喫煙是正命令書

那覇市路上喫煙防止条例第8条第3項の規定に違反しているので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり命じます。

1 違反行為の内容

- (1) 日 時 年 月 日 時 分頃
(2) 場 所 那覇市

2 命令の内容 直ちに路上喫煙禁止地区内での路上喫煙を止めること。

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式(第6条関係)

第 年 月 日 号

告知書

様

那覇市長 印

那覇市路上喫煙防止条例第10条第1項の規定に違反したので、同条例第13条の規定により、過料処分を受けることになります。

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与します。

1 違反行為の内容

(1) 日 時 年 月 日 時 分頃

(2) 場 所 那覇市

2 弁明書の提出期限 平成 年 月 日

3 弁明書の提出先 那覇市経済観光部商工振興課

4 口頭による弁明

口頭による弁明を行う場合は、この告知をした場所において行ってください。

注1 弁明者は、弁明者の弁明に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合、代理人の資格は、書面で証明してください。代理人がその資格を失ったときも、書面でその旨を届け出てください。

注2 弁明書の提出期限までに弁明書の提出がないとき、又は口頭による弁明を行わないときは、弁明の機会を失います。

第5号様式(その1)(第6条関係)

年 月 日

弁 明 書

那 覇 市 長 様

弁 明 者 住 所
氏 名

(代理記名者)

那覇市路上喫煙防止条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

弁 明

- ☐ 告知書の記載事項を認めます。
()
- ☐ 告知書の記載事項に覚えがない。
()
- ☐ 告知書の記載事項は、誤りがある。
()
- ☐ その他 ()
- ☐ 口頭による弁明

注1 弁明者氏名欄には、弁明者が署名し、又は記名押印してください。
ただし、口頭による弁明を行う場合は、路上喫煙防止指導員が弁明者に代わり記名するものとする。

注2 この様式は、過料処分を告知した場所において弁明者による弁明書を受領する場合又は口頭による弁明の記録をする場合に使用するものとする。

第5号様式(その2) (第6条関係)

年 月 日

弁明書

那覇市長 様

弁明者	住 所
	氏 名
代理人	住 所
	氏 名

那覇市路上喫煙防止条例施行規則第6条第2項の規定により、この弁明書を提出します。

1 告知を受けた違反行為の内容

- (1) 日 時 年 月 日 時 分頃
(2) 場 所 那覇市

2 弁明書の提出期限 年 月 日

3 弁明書の提出先 那覇市経済観光部商工振興課

4 弁明の内容

注1 弁明者は、弁明者の弁明に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合、代理人の資格は、書面で証明してください。代理人がその資格を失ったときも、書面でその旨を届け出てください。

注2 弁明書の提出期限までに弁明書の提出がないときは、弁明の機会を失います。

注3 弁明者及び代理人の氏名欄には、弁明者若しくは代理人が署名し、又は記名押印してください。

注4 弁明書と併せて証拠書類又は証拠物を提出することができます。

第6号様式(第7条関係)

(表)

那覇市達 第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

路上喫煙過料処分書

那覇市路上喫煙防止条例第10条第1項の規定に違反しているので、同条例第13条の規定により、次のとおり過料に処する。

1 違反行為の内容

- (1) 日 時 年 月 日 時 分頃
(2) 場 所 那覇市

2 過料処分の内容

処分の内容 別紙納入通知書により、過料として金2,000円を支払うこと。

注 過料については、別紙納付書により納付してください。

教示は裏面のとおり

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求を、又は那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求又は異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求又は異議申立てをしたときは、当該審査請求に対する裁決又は当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

那覇市規則第46号

平成20年11月17日

那覇市福祉のまちづくり条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市福祉のまちづくり条例の施行期日を定める規則

那覇市福祉のまちづくり条例(平成20年那覇市条例第3号)の施行期日は、平成21年1月1日とする。

那覇市規則第47号

平成20年11月17日

那覇市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計規則の一部を改正する規則

那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支出命令書の発行) 第45条 [略] 2～4 [略] 5 次の各号に掲げる経費については、第1項の規定にかかわらず、請求書類の提出がなくても支出命令書を発行することができる。 (1) 報酬、給料、手当、共済費、恩給、退職年金、賃金その他の給付金 (2)～(7) [略] 6 [略] (前金払) 第63条 令第163条第8号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(7) [略] 2 [略]	(支出命令書の発行) 第45条 [略] 2～4 [略] 5 [略] (1) <u>議員報酬、報酬、給料、手当、共済費、恩給、退職年金、賃金その他の給付金</u> (2)～(7) [略] 6 [略] (前金払) 第63条 [略] (1)～(7) [略] (8) <u>都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第10号に規定する建築施設の部分の取得に要する経費。ただし、その額は、当該取得代金額の10分の5以内とする。</u> 2 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第48号

平成20年11月17日

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(単身入居の規格の特例)</u> <u>第2条の2 条例第6条第2項ただし書の規定により市長が別に定める規格は、第3種住宅の廃止に伴い当該第3種住宅の入居者が他の公営住宅へ入居する場合に限り、3LDKまでの間取りのものとする。</u>
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第38条関係)

市営住宅名称	1区画当たり使用料(月額)
[略]	
那覇市石嶺市営住宅	3,300円
[略]	

[改正後 別記]

別表第4(第38条関係)

市営住宅名称	1区画当たり使用料(月額)	
[略]		
那覇市石嶺市営住宅	建替前	3,300円
	建替後	4,500円
[略]		

備考 この表において、建替前とは、平成19年度以前に整備された駐車場をいい、建替後とは、平成20年度以後に当該市営住宅の建替事業に伴い整備された駐車場をいう。

那覇市規則第49号

平成20年11月17日

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則(平成10年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別保育事業等) 第1条の2 条例第1条に規定する特別保育事業等(以下「事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とする。 (1) 延長保育促進事業 <u>特別保育事業の実施について(平成12年3月29日付け児発第247号厚生省児童家庭局長通知。以下「児発第247号通知」という。)</u>の別添1延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基盤整備事業実施要綱により行う事業 (2) 一時保育促進事業 <u>児発第247号通知の別添2一時保育促進事業実施要綱により行う事業</u> (3) 地域子育て支援センター事業 <u>児発第247号通知の別添4地域子育て支援センター事業実施要綱により行う事業</u> (4) 保育所地域活動事業 <u>児発第247号通知の別添5保育所地域活動事業実施要綱により行う事業</u> (5) 障害児保育対策事業 <u>沖縄県特別保育事業費等補助金交付要綱(平成元年10月17日沖縄県制定)第2条第1号アにより行う事業</u> (6) 休日保育事業 <u>児発第247号通知の別添8休日保育事業実施要綱により行う事業</u> (7) 家庭的保育事業 <u>児発第247号通知の別添11家庭的保育等事業実施要綱により行う事業</u> (8) 認可化移行促進事業 <u>児発第247号通知の別添12認可化移行促進事業実施要綱により行う事業</u>	(特別保育事業等) 第1条の2 [略] (1) 延長保育促進事業 (2) 一時保育促進事業 (3) 地域子育て支援センター事業 (4) 保育所地域活動事業 (5) 障害児保育対策事業 (6) <u>保育所障害児受入促進事業</u> (7) <u>休日保育事業</u> (8) 認可化移行促進事業

[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市保育の実施等に関する条例施行規則別表第1備考第7項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A階層	<u>生活保護法</u> による被保護世帯(単給世帯を含む。)	[略]		
[略]				
備考				
1 [略]				
2 上表のD1からD8までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする				
(1) [略]				
(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2				
(3) [略]				
3～6 [略]				
7 上表のB2からD8までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の <u>保育(幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園をいう。))及び認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項の認定こども園をいう。))における保育を含む。)</u> の実施を受ける児童がいる場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。				
(1)～(3) [略]				

[改正後 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A階層	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)</u> 及び <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯</u>	[略]		
[略]				
備考				
1 [略]				
2 [略]				
(1) [略]				
(2) <u>租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項</u>				
(3) [略]				
3～6 [略]				
7 上表のB2からD8までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の <u>就学前児童が保育所、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園をいう。)</u> 、 <u>認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)</u> 、 <u>特別支援学校幼稚部(学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部をいう。)</u> 、 <u>知的障害児通園施設(法第7条第1項の知的障害児通園施設をいう。)</u> 、 <u>難聴幼児通園施設(児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。)</u> 、 <u>肢体不自由児施設通園部(法第7条第1項の肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について(昭和38年6月11日厚生省発児第122号厚生事務次官通知)」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。)</u> 若しくは <u>情緒障害児短期治療施設通所部(法第7条第1項の情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。)</u> に入所し、又は <u>児童デイサービス(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。)</u> を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。				
(1)～(3) [略]				

[改正前 別記]

別表第2(第14条関係)

事業名	負担金
[略]	
一時保育促進事業	[略]
家庭的保育事業	別表第1の階層区分に応じた3歳未満児の保育料に相当する額

[改正後 別記]

別表第2(第14条関係)

事業名	負担金				
[略]					
一時保育促進事業	[略]				
休日保育事業	対象児童(市民に限る。)				
	<table> <tr> <td>2歳未満児</td><td>日額 1,800円</td></tr> <tr> <td>2歳以上児</td><td>日額 1,600円</td></tr> </table>	2歳未満児	日額 1,800円	2歳以上児	日額 1,600円
2歳未満児	日額 1,800円				
2歳以上児	日額 1,600円				

公 告

那覇市公告第122号

平成20年10月30日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和31年法律第79号)2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

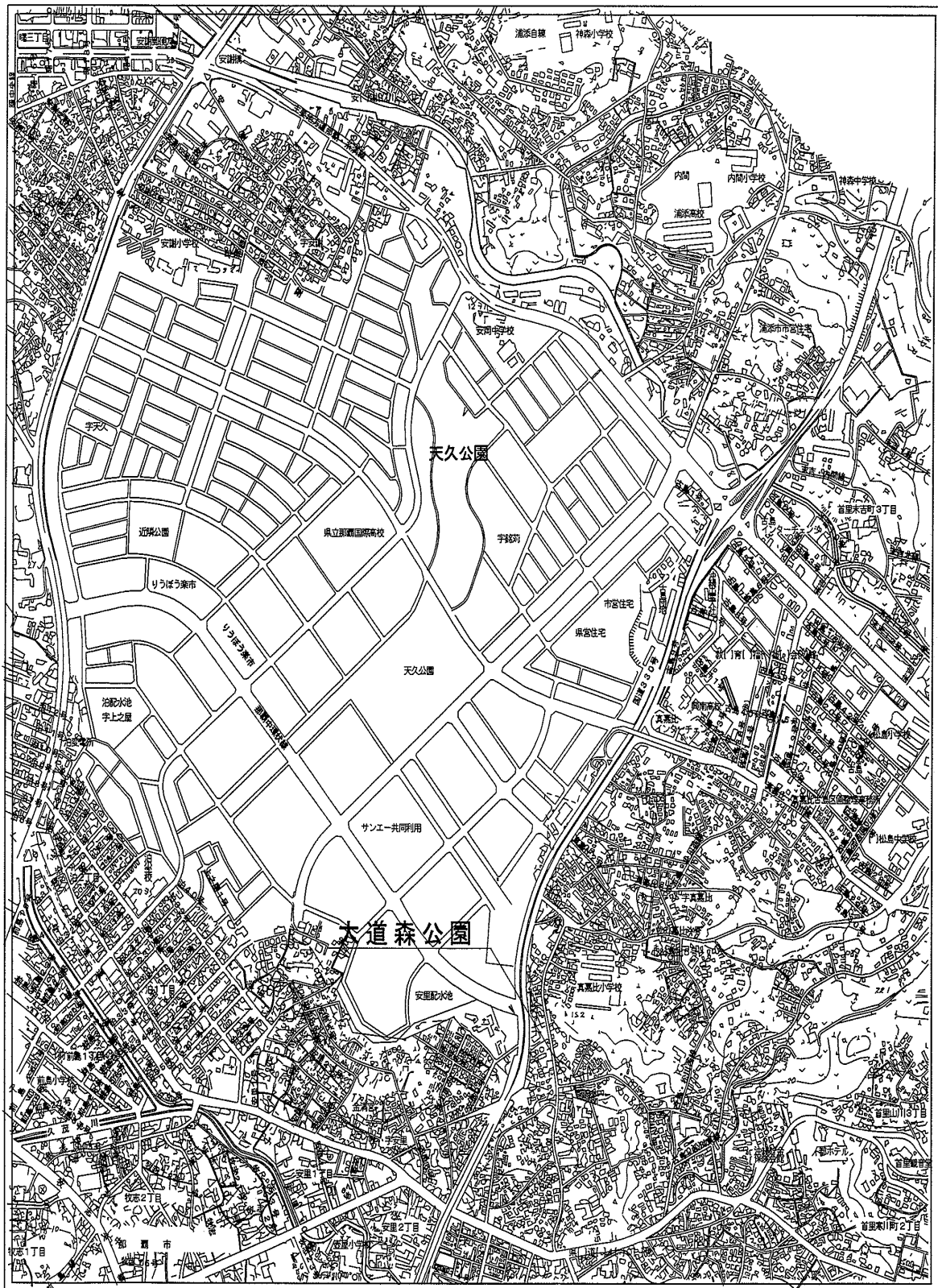
その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター公園管理室において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	大道森公園
公園の位置	那覇市大道22番5
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成20年11月5日

位 置 図



■ : 今回供用開始区域

那覇市公告第 1 2 3 号

平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号）第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

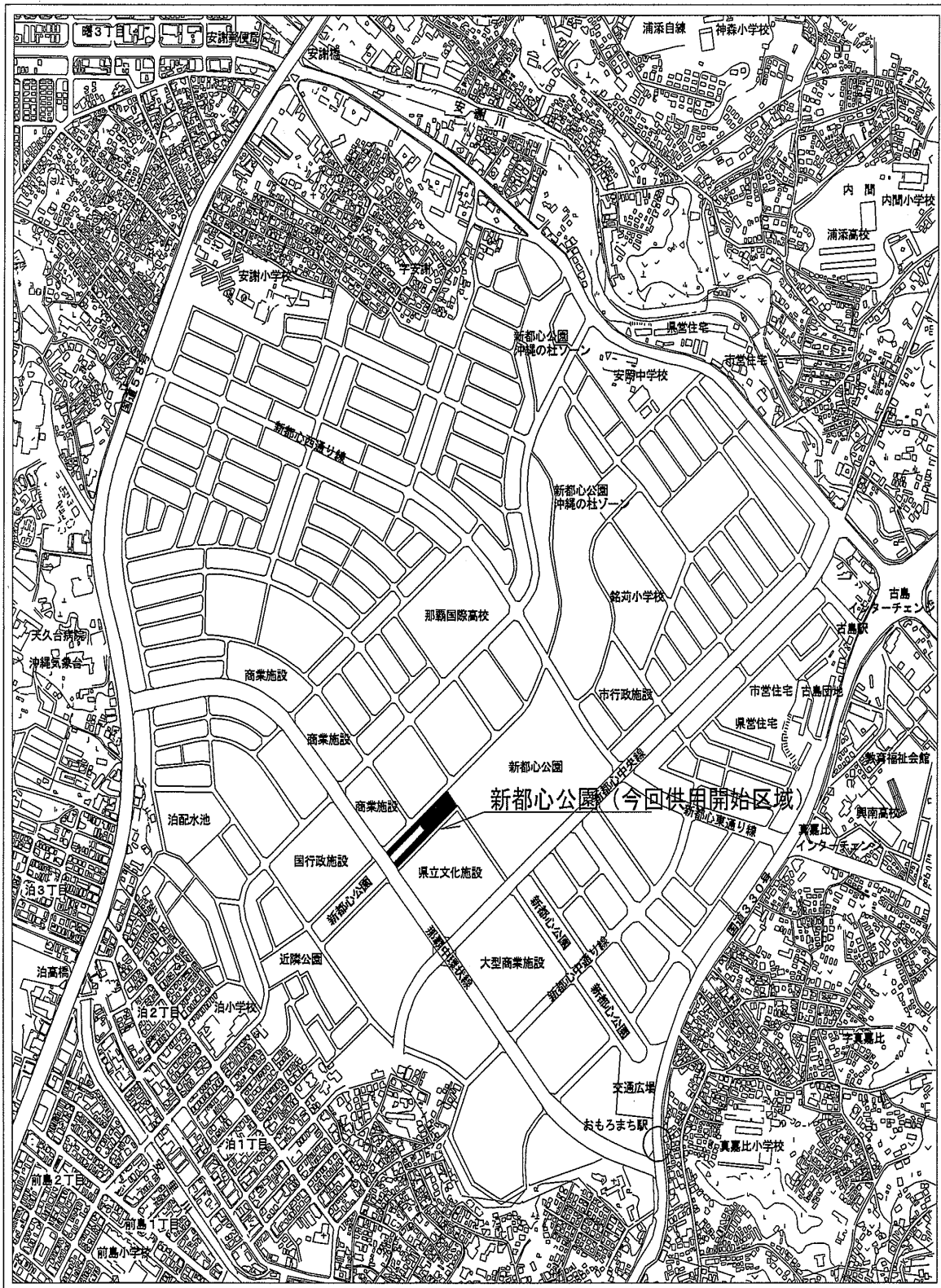
その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター公園管理室において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	新都心公園
公園の位置	那覇市おもろまち 3 丁目 1 番
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成 2 0 年 1 1 月 5 日

位置図

$$S = 1 / 10,000$$


：今回供用開始区域

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 2 5 号

平成 2 0 年 1 0 月 2 1 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 2 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
8 2	有限会社 新起建設	那覇市 首里鳥堀町 4 - 101 - 3	新垣 起則

那覇市上下水道局告示第 2 6 号

平成 2 0 年 1 0 月 2 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 1 6 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定 (登録) 番号 第 1 9 1 号

指定工事店名 有限会社 新起建設

営業所所在地 那覇市首里鳥堀町 4 丁目 1 0 1 番地 3

代表者名 新垣 起則

取消し日 平成 2 0 年 1 0 月 1 日

取消し理由 会社倒産の為

那覇市上下水道局告示第 2 7 号
平成 2 0 年 1 0 月 2 1 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定 (登録) 番号	第 8 7 号
指定工事店名	有限会社 三工興業設備
営業所所在地	那覇市楚辺 1 丁目 1 2 番 2 6 号
代表者名	立津 誠
指定の有効期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 平成 2 3 年 3 月 3 1 日
異動年月日	平成 2 0 年 8 月 4 日
異動事由	代表者及び住所の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 4 3 号
平成 2 0 年 1 1 月 4 日
掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

平成 20 年 11 月 16 日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙において、公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 23 条第 1 項の規定により平成 20 年 11 月 9 日 (日) に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧の場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第44号
平成20年11月4日
掲 示 済

選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧の日
について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙において、
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登
録について、被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧の日を次のとおり定め
る。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 被登録資格の決定の基準日 平成20年11月8日
（ただし、年齢については平成20年11月17日）
- 2 登 録 の 日 平成20年11月8日
- 3 縦 覧 の 日 平成20年11月9日

那覇市選挙管理委員会告示第45号
平成20年11月4日
掲 示 済

ポスター掲示場の設置場所について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における公
職選挙法第144条の2第4項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
1	1	首里石嶺町4-208-7 コーポオアシス向い(ガードレール)
1	2	首里石嶺町4-389 県立いしみね救護園前(ガードパイプ)
1	3	首里石嶺町4-260-1 徳森宅斜め向い(ガードレール)
1	4	首里石嶺町4-389 サービスセンター前(ガードパイプ)
1	5	首里石嶺町4-425-4 石嶺ハイツ団地通り(ガードレール)
1	6	首里石嶺町4-335 市営住宅敷地35棟入口側(ガードレール)
1	7	首里石嶺町4丁目 市営住宅1棟前(フェンス)
1	8	首里石嶺町4-99-1 (歩道後方フェンス)
2	1	首里石嶺町2-70 石嶺市営住宅7棟前(柵)
2	2	首里石嶺町2-70-2 石嶺市営住宅17棟前(フェンス)
2	3	首里石嶺町2-233-8 奥浜宅前(ガードレール)
2	4	首里石嶺町2-191-8 神谷アパート前(歩道フェンス)
2	5	首里石嶺町2-204 神谷宅前(ガードレール)
2	6	首里石嶺町2丁目 首里高校野球場県道沿いガードレール
2	7	首里汀良町3丁目 市営住宅2号棟北東側バイク置き場隣緑地
2	8	首里石嶺町1-161 当真アパート(ガードパイプ)
3	1	首里石嶺町3-210 伊佐川宅前(フェンス)
3	2	首里石嶺町3-113-1 伊良波宅横(ガードレール)
3	3	首里石嶺町3-82-1 仲順アパート横(ガードパイプ)
3	4	首里石嶺町1-150-7 比嘉宅前(ガードレール)
3	5	首里石嶺町1-62-3 国家公務員宿舍首里住宅2号棟前(ガードレール)
3	6	首里久場川町1-94 新島染色工房向い(ガードレール)
3	7	首里石嶺町3-35 大興ビル隣の契約駐車場前(道路フェンス)
3	8	石嶺町1丁目 城北小学校体育館前(ガードパイプ)
4	1	首里久場川町2丁目 消防署首里出張所向い(ガードレール)
4	2	首里久場川町2-96 久場川市営住宅A2棟前(ガードパイプ)
4	3	首里久場川町2-18 久場川児童館前(フェンス)
4	4	首里久場川町2-18-20 久場川保育所向い(ガードパイプ)
4	5	首里久場川1-111 金城宅斜め向い(ガードレール)
4	6	首里末吉町1-1 昭和橋(欄干)
4	7	首里平良町1-37 宮城宅前(植栽)(車道向き)
5	1	首里大名町3-80 サンエー大名生活食品館前 (ガードパイプ)
5	2	首里大名町3丁目 大名団地12棟前(フェンス)
5	3	首里大名町3丁目 大名団地16棟前グラウンド側(フェンス)
5	4	首里大名町1丁目 大名町公民館隣(ガードレール)

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
5	5	首里大名町2-75 駐車場前(ガードレール)
5	6	首里大名町1-230-1 ロイヤルパレス首里向い(ガードパイプ)
5	7	首里石嶺町3-30-3 カラオケハウスマンゴ前(ガードパイプ)
6	1	首里汀良町3-11 上里宅付近(ガードパイプ)(車道向き)
6	2	首里汀良町3-11 上里宅付近(ガードパイプ)(歩道向き)
6	3	首里汀良町1丁目 汀良児童公園前(ガードレール)
6	4	首里赤平町2-18 カネキ書店斜め向い(フェンス)
6	5	首里儀保町1-12 モスバーガー駐車場向い(フェンス)
6	6	首里末吉町1-1 昭和橋(欄干)
6	7	首里儀保町1-19 知念宅前(フェンス)下の橋横
7	1	首里鳥堀町4丁目 弁ヶ嶽下トイレ側(ガードレール)
7	2	首里鳥堀町5-55-3 県営鳥堀団地1棟裏(フェンス)
7	3	首里崎山町3-10-2 新里宅横(フェンス)
7	4	首里赤田町2-57 名城宅前(ガードレール)
7	5	首里鳥堀町4-41-1 伊豆味宅横(柵)
7	6	首里崎山町3-36 崎山バス停横(フェンス)
7	7	首里崎山町4-53-19 沖縄自動車道入口横(フェンス)
7	8	首里崎山町4-222 農業試験場横(フェンス)
8	1	首里桃原町1-6 仲尾次宅前(ガードレール)
8	2	首里儀保町2-8 小山アパート向い(橋の欄干)
8	3	首里真和志町1-5 城西小学校正門入口横(フェンス)
8	4	首里大中町1-1 旧県立博物館向い(フェンス)
8	5	首里山川町2-1-4 友利宅向い(柵)
8	6	首里金城町3-68 (有)シュリデンキ向い(フェンス)
8	7	首里金城町4-71-10 東洋PR向い(フェンス)
9	1	首里寒川町2-5 新垣宅付近(ガードレール)
9	2	首里寒川町1-27-2 玉城宅向い(内側ガードフェンス)
9	3	首里山川町3-4-1 野里ハイツ道向い(ガードフェンス)
9	4	首里山川町1-63 宮平宅・山川バス停向い(ガードフェンス)
9	5	首里山川町1-71 ガレージ沖縄隣(ガードフェンス)
9	6	首里寒川町1-17 首里観音堂南門向かい(ガードパイプ)
9	7	首里寒川町1-13-2 勝連宅向い(ガードレール)
10	1	古島2-31-1 那覇市立病院看護婦宿舎(フェンス)
10	2	松島2-1-12 松島保育園付近(ガードパイプ)
10	3	古島1-19 宇久増公園内(草地) かねひで駐車場向い

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
10	4	古島2-21-9 平良宅向い・松島小学校側(柵)
10	5	古島1-16-1 セントスヴェリエ上地付近(ガードパイプ)
10	6	古島2-23-7 翁長宅向い 大神公園(柵)
10	7	古島1-19 宇久増公園内(木柵) 八木宅向い
11	1	首里末吉町1丁目 末吉公園入口左側(柵)
11	2	首里末吉町4丁目 シルバー人材センター隣(ガードフェンス)
11	3	首里末吉町4丁目 瑞穂酒造(株)向い (ガードレール)
11	4	末吉町2丁目133-1 シティビューテラス横(ガードレール)
11	5	首里末吉町2丁目14 那覇市末吉老人福祉センター向い(ガードレール)
11	6	首里末吉町4丁目 末吉東児童公園内(草地)
11	7	首里末吉町2丁目 末吉西公園(草地)
12	1	おもろまち駅東口交通広場南側(ガードパイプ)
12	2	字真嘉比264 バイパス荘前(ガードフェンス)
12	3	真嘉比252-3 オーシャンパレス向かい(ガードレール)
12	4	字真嘉比340-1 仮設住宅フェンス(サザンクロスビル向)
12	5	字真嘉比270-2 コーポダイジョウ斜め向かい(ガードレール)
12	6	安里第二横断歩道橋下ガードパイプ
12	7	真嘉比小学校 西側門左側(フェンス)
13	1	字安里44 マンモス漁具那覇店付近(フェンス)
13	3	字安里24 玉城宅前(ガードレール)
13	4	字安里91-10 玉城宅斜め向かい(ガードレール)
13	5	字安里492 安里公園(柵)教会側
13	6	字安里492 安里公園(柵) 安里地域掲示板横
13	7	字安里117 カーブミラー付近 (ガードレール)
13	2	字安里111-1 タマキパーキング前(ガードパイプ)
14	1	松川12-1 兼次アパート向い歩道側ガードフェンス
14	2	字松川445-2 喜納マンション横バス停後ガードフェンス
14	3	松川3-12-21 松城マンション西側歩道側ガードパイプ
14	4	松川3-18-30 (田名クリニックの東隣車道側ガードパイプ)
14	5	繁多川3-7-15 メドルマホンダ横寒川前原橋の橋柵
14	6	松川3-23-53 (ユタカハイム前歩道側ガードパイプ)
14	7	繁多川2-5-1 (県営松川団地入口ガードパイプ)
14	8	繁多川1-16-3 県営繁多川高層住宅公園フェンス
15	1	字松川386-1 ユタカハイム前(転落防止柵)
15	2	松川2-4-1 泉産業ビル後方大道橋(欄干)

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
15	3	松川2-14-24 金城宅前(ガードレール)
15	4	三原2-30-25 新里宅側(ガードレール)
15	5	字松川314 祝嶺アパート前(転落防止柵)
15	6	松川3-7-26 向い松川橋(欄干)
15	7	三原2-26-7 神谷宅前(ガードパイプ)
16	1	字大道88-17 照屋宅向い(ガードレール)
16	2	字大道164 ライオンズマンション前ほたる橋欄干(ガードレール)
16	3	字大道146-1 大道小学校体育館横大道練兵橋(欄干)
16	4	字大道158 真和志中学校グラウンド前(ガードレール) 県婦連会館向い
16	5	三原1-26-1 海銀三原支店前(植栽)
16	6	字安里361-13 島田宅横月極契約駐車場前(転落防止柵)
16	7	字大道73-1 バイパスアパート横(転落防止柵)
16	8	字安里411-1 サンハイツ前安里橋(欄干) 安里交差点向け右側
16	9	寄宮2-32-1 真和志庁舎向い(転落防止柵)
17	1	繁多川1-1-43 三和交通繁多川営業所(フェンス)
17	2	繁多川1-5-1 森永乳業入口右側(フェンス)
17	3	繁多川5-5-1 波平アパート隣ガードレール
17	4	繁多川2-14-7 石田中バス停後方歩道側ガードレール
17	5	繁多川3-14-16 アーバン繁多川向いガードレール
17	6	繁多川3-14-14 津波古横ガードパイプ
17	7	繁多川5-24-1 繁多川自治会ガードパイプ
17	8	字真地43-1 真地薬品隣ガードパイプ
18	1	識名2-13-46 (有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス
18	2	識名3-19-12 マンション識名12前市道側ガードレール
18	3	識名3-18-33 琉球うるし工芸付近ガードレール
18	4	識名3-1-43 若夏マンション隣塀前ガードパイプ
18	5	識名4-13-5 新垣アパート前ガードパイプ
18	6	識名3-10-20 幸正組隣ガードレール
18	7	識名1-11-26 識名伝道所東側ガードレール
19	1	長田2-24-6 中尾宅向いガードレール
19	2	長田2-17-30 慶田宅前ガードレール
19	3	長田2-14 長田西公園のフェンス
19	4	長田2-33-50 キャッスルエミネット隣長田南公園柵
19	5	長田2-32-43 ピースフルハイツ向い歩道側後方ガードフェンス
19	6	字上間620-1 平良宅向いガードレール

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
19	7	上間1-15 溜池横ガードレール
19	8	長田2-1-20 ビデオショップ大都会前ガードパイプ
20	1	字国場405 嘉数女子学園前ガードパイプ
20	2	字国場183-2 嘉数宅前歩道側ガードフェンス
20	3	字国場15 渡嘉敷アパート横歩道側ガードフェンス
20	4	字国場271 JA真和志 国場支店フェンス(別紙条件あり)
20	5	字仲井真133 シュウズプラザナハ国場店前(後方柵)
20	6	字仲井真189 仲井真中学校フェンス
20	7	字仲井真260 仲井真北公園の柵
20	8	字上間490-1 崎山宅向いのガードレール
21	1	字識名1205 JA真和志真地支店横ガードレール
21	2	字上間205-1 (株)ランバードランド横資材置場前ガードレール(歩道向き)
21	3	字上間219-1 コーポ大城前ガードレール
21	4	字真地210-1 マンション真地前ガードレール
21	5	字真地313 真地小学校前ガードレール
21	6	字真地277 真地団地8棟前バス停向いガードパイプ
21	7	字真地277 真地団地12棟前フェンス
22	1	字国場1171付近 おもしろ公園の柵
22	2	字国場1166付近 与儀元気公園の柵
22	3	字国場869-1 テラス東門前ガードフェンス
22	4	字国場520 コーポラスやまたつ前歩道側後方ガードフェンス
22	5	字国場555 沖大グラウンド前歩道側ガードパイプ
22	6	字国場678 寄宮中学校前バス停道向ガードパイプ
22	7	長田1-22 長田北児童公園の東側柵
23	1	寄宮3-1-1 真和志小学校正門前ガードパイプ (車道向き)
23	2	寄宮3-1-1 真和志小学校正門横ガードパイプ (歩道向き)
23	3	寄宮3-1-12 金城宅向歩道側後方ガードフェンス
23	4	三原3-21-16 ソレイユ・和なごみ向い大石公園内川沿いフェンス
23	5	寄宮3-10-1 JA沖縄真和志支店裏ガードパイプ
23	6	寄宮3-8-10 西平菓子店向いガードパイプ
23	7	寄宮3-1-1 真和志小学校北側ガードパイプ
24	1	寄宮2-38-22 琉球銀行寄宮支店前ガードパイプ
24	2	寄宮1-22-7 洋裁店エミコ横ガードレール
24	3	寄宮2-3-1 沖縄整肢療護園横ガードパイプ
24	4	寄宮2-32 真和志庁舎西側入口ガードパイプ

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
24	5	寄宮1-1 与儀公園東側の柵
24	6	寄宮1-1 与儀公園西側バス停後の植栽フェンス
24	7	寄宮1-1 与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ
25	1	与儀1-3 旧県立那覇病院前与儀バス停横(ガードパイプ)
25	2	与儀1-24-1 与儀交差点向け県立看護大学前バス停横(ガードパイプ)
25	3	字与儀368-23 与儀郵便局右横守マンション専用駐車場前(植栽)
25	4	与儀1-1 与儀小学校正門左横(金網フェンス)
25	5	字与儀125-2 ちゅら建装横YTパーキング前(植栽)
25	6	字与儀41 城間宅前(ガードレール)
25	7	与儀2-12-25 第一設備前(ガードパイプ)
25	8	与儀2-20 わんぱく公園柵
26	1	与儀2-18-19 古波倉宅向い(ガードパイプ)
26	2	字古波蔵393 古蔵小学校東側(ガードパイプ)
26	3	字古波蔵266 契約駐車場前(ガードパイプ)
26	4	字古波蔵396-1 大嶺ハイツ前(ガードパイプ)
26	5	古波蔵4-8-1 古蔵中学校向い漫湖公園歩道側(ガードパイプ)
26	6	古波蔵4-11-1 沖縄赤十字病院側(転落防止柵)
26	7	字国場1182-8 ファミリーマート駐車場側(ガードパイプ)
27	1	古波蔵3-2-23 丸二タクシー前(陸橋階段側)
27	2	古波蔵3-7-25 赤十字社沖縄県支部駐車場前(ガードパイプ)
27	3	古波蔵3-3-20 県営美田市街地住宅前(ガードパイプ)
27	4	古波蔵3-8-28 こくらクリニック前(植栽)
27	5	古波蔵3-23 市公園管理事務所入口横(ガードパイプ)
27	6	古波蔵3-8-14 古波蔵郵政宿舎前(ガードパイプ)
27	7	古波蔵3-15-1 新里アパート向い(ガードパイプ)
28	1	字安謝653 国際重機ビル付近(ガードフェンス)
28	2	安謝2-15 安謝市営住宅付近(ガードフェンス)
28	3	字安謝270 我那覇宅向い (ガードパイプ)
28	4	字安謝664-32 マックスバリュ斜め向い安謝橋バス停側(ガードフェンス)
28	5	字安謝237-8 儀間宅付近(ガードフェンス)
28	6	字安謝553-1 サントリー沖縄向かい安謝東公園(フェンス)
28	7	安謝小学校裏門前(内ガードパイプ) レジデンス長門向かい
29	1	字天久日琉アパート前(ガードレール)
29	2	曙2-8-11 (株)沖縄テレコン情報向い(ガードパイプ)
29	3	曙2丁目 あけぼの公園(草地) 丸清クリーニング向かい

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
29	4	曙2-18-2 曙小学校(正門左側フェンス)横断歩道前
29	5	港町2-10 新港ふ頭中央緑地公園内(東側の柵)
29	6	字天久1196-12 オフィスシステムプロダクト向い(ガードパイプ)
29	7	港町1-6 新港ふ頭東緑地公園(草地)・具志堅アパート斜向
29	8	曙2-18 曙小学校裏門駐車場(フェンス)
30	1	泊3-1-8 泊北岸船客待合所入口横(ガードパイプ)
30	2	泊3-12-22 ライオンズマンション隣 新屋敷公園(柵)
30	3	字上之屋411-3 日本航空上之屋社宅前(ガードパイプ)
30	4	泊1-12-7 大進マンション前ガードパイプ(大見医院向かい)
30	5	泊2丁目 泊小学校(フェンス)
30	6	泊小学校裏門前カーブミラー付近(ガードパイプ)
30	7	泊1丁目 崇元寺公園内付近(ガードパイプ)
30	8	泊1-23-9 泊小学校 正門付近(ガードパイプ)向かって電柱右横
31	1	壺屋1-5-13 那覇市壺屋児童館裏(植栽)
31	2	壺屋1-28-18 クリーニング店横契約駐車場前(植栽)
31	3	樋川2-8 神原中学校前四条橋(欄干)
31	4	字安里411-1 サンハイツ前安里橋(欄干)安里交差点向け左側
31	5	安里2丁目付近ひめゆり橋(欄干)安里交差点に向かって右側
31	6	壺屋2-23-22 宮里宅向い契約駐車場前(植栽)
31	7	壺屋1-3-12 ビガロ壺屋前(植栽)
32	1	牧志2-8 牧志公園公衆トイレ前
32	2	牧志2-1-3 MITUOシーサー美術館前(植栽)
32	3	牧志2-10-1 マックスバリュ牧志店向い(後方柵)
32	4	安里2-5-22 安里交差点付近後方(柵)
32	5	安里2丁目付近 ひめゆり橋(欄干)安里交差点に向かって左側
32	6	牧志3-14-12 壺屋小学校裏門横(フェンス)
32	7	安里2-6-51 那覇情報システム専門学校向い(柵)
33	1	泉崎1丁目 モノレール旭橋駅交通広場前(植栽)
33	2	久茂地1-2-20 OTV国和プラザ前(フェンス)
33	3	泉崎1-1-1 市役所裏通り(ガードパイプ)
33	4	泉崎1-1-1 市役所県庁側(花壇と壁の間)
33	5	松尾1-5-1 那覇グランドホテル付近(ガードパイプ)
33	6	松尾1-21-1 那覇高校横(ガードパイプ)
33	7	松尾1-21-44 那覇高校正門右側(ガードパイプ)
33	8	松尾2丁目17番 サンパーキング開南駐車場前(植栽)

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
34	1	樋川1丁目 中央公園東側
34	2	樋川1-33-3 又吉胃腸科外科医院向い与儀小学校側(ガードパイプ)
34	3	樋川2-8-8 神原中学校(金網フェンス)
34	4	樋川1丁目 中央公園西側
34	5	樋川1-18-66 高里宅前(ガードレール)
34	6	樋川1-8-8 樋川市営住宅側(ガードレール)
34	7	樋川1-12-39 上間宅前(ガードパイプ)
35	1	楚辺2-1 城岳小学校駐車場前(植栽)
35	2	楚辺2-1 城岳小学校前(植栽)
35	3	字楚辺292 「ライオンズ泉崎マークヒルズ」前(植栽)
35	4	字楚辺270 公衆電話ボックス前(植栽)
35	5	字楚辺234 コインランドリー向い(植栽)
35	6	楚辺2-42 壺川交差点前(ガードパイプ柵)
35	7	楚辺2-33 沖縄県JA会館前(ガードパイプ)
36	1	壺川3-1-19 ミスタードーナツ裏
36	2	壺川3-2-6 市営住宅1号棟正面入り口向い(植栽)
36	3	壺川1-11-1 壺川東市街地住宅(ガードパイプ)
36	4	壺川3-3-8 那覇中央郵便局横
36	5	壺川2-3-9 那覇社会保険事務所向い壺川中公園内(緑地)
36	6	壺川1-11-1 壺川東公園(植栽)
36	7	壺川2-10-6 県営大橋市街地住宅横(緑地)
37	1	久茂地1-11-6 琉球銀行横川沿い(植栽)
37	2	久茂地2-5-18 こくば駐車場向い(ガードレール)
37	3	久茂地3-24-1 久茂地公民館近くモノレール高架橋下(ガードレール)
37	4	牧志1-15 十貫瀬橋近く駐車場横(ガードレール)
37	5	久茂地2-25-1 高田久茂地マンション横川沿い(ガードレール)
37	6	久茂地3-19 美栄橋公園(フェンス)
37	7	久茂地3-26 久茂地小学校正門横(ガードパイプ)
38	1	前島2丁目 前島橋欄干
38	2	前島1丁目 前島橋欄干
38	3	前島2-16-8 フリアンティーズ(洋菓子屋)前(柵)
38	4	前島1-7-1 前島小学校付近(ガードパイプ)
38	5	前島2-13-10 おきぎん環境サービス(株)駐車場(フェンス)
38	6	前島1-20 前島南公園(柵)
38	7	前島1-3 前島中央公園(柵)

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
39	1	松山1-27 りゅうせき専用駐車場横(ガードパイプ)
39	2	松山1-21-2 国家公務員松山住宅2号棟前(ガードパイプ)
39	3	松山2-24-1 那覇中学校体育館側(植栽)
39	4	松山2-22-1 若松市営住宅向い(ガードパイプ)
39	5	松山2-24 那覇中学校裏門横(ガードパイプ)
39	6	前島3-20 前島北児童公園(柵)
39	7	松山2-19 若松公園(柵)
40	1	若狭2-16 若狭小学校正門横(植栽)
40	2	若狭2-16 若狭小学校プール側(ガードパイプ)
40	3	若狭2-12 若狭公民館横(ガードパイプ)
40	4	若狭3-6 たか美容室向い(ガードパイプ)
40	5	若狭1-23 若狭海浜公園(植栽)
40	6	若狭1-25 旭ヶ丘公園(植栽)
40	7	若狭3-32 夫婦瀬公園内
41	1	松山1-17 松山公園前(植栽側)
41	2	久米2-17 松下駐車場前(ガードパイプ)
41	3	久米2-15 久米公園遊び場入り口(囲い)
41	4	西1-2-16 (株)琉球光和向い(植栽)
41	5	東町10-1 エムズ ガーデン モナコ横(ガードパイプ)
41	6	東町12 東町南公園(ガードパイプ)
42	1	東町14-2 東和重機向い(フェンス)
42	2	西1-6 沖縄ポートホテル横(ガードパイプ)
42	3	辻2-32 波之上自動車学校向い(植栽)
42	4	辻2-30 サラダボウル前(植栽)
42	5	辻1-7 辻南公園側(ガードパイプ)
42	6	辻1-10 長光金物店前(ガードパイプ)
42	7	辻2-26 三文珠公園(フェンス)
42	8	辻2-15 辻児童公園(植栽)
43	1	山下町31 垣花食堂向いガードパイプ
43	2	山下町28-8 照屋宅向いガードレール
43	3	山下町17 垣花幼稚園前ガードパイプ
43	4	山下町6 山下西児童公園入り口フェンス
43	5	山下町31-27 上原宅前ガードレール
43	6	山下町5 仲本宅向い歩道のガードパイプ
43	7	山下交差点ガードパイプ(県道向け)(車道向き)

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
43	8	沖縄そば「与那原屋Ⅱ」向い歩道の落下防止柵
44	1	字小禄880-4 平良宅前ガードパイプ(ガードパイプの中央)
44	2	字小禄105 高良宅向いガードレール
44	3	字田原88 田原自治会館斜め向いガードレール
44	4	字田原169-5 新垣宅前ガードパイプ
44	5	字小禄1180 真境名宅向いガードレール
44	6	字小禄239 ホテルエアポート那覇駐車場斜め前ガードパイプ
44	7	字小禄414番地 タカラ契約駐車場前ガードパイプ
45	1	小禄1-28-30 丸高アパート向いガードパイプ
45	2	字小禄951 當間宅向い小禄若草公園フェンス
45	3	字小禄1240 小禄泉原郵便局横ガードパイプ
45	4	字小禄1058-1 Uハウス前ガードレール
45	5	小禄5-13-1 たかよしビル前ガードレール
45	6	字小禄1005-3 長嶺第2アパート駐車場落下柵
45	7	字小禄1049 小禄月光公園
45	8	字小禄546-2 金城アパート前ガードパイプ
46	1	鏡原町10-40 那覇市心身障害児療育センター向いガードレール(漫湖側)
46	2	鏡原町22 くじら公園側ガードレール
46	3	小禄1-32-1 大山方横ガードパイプ
46	4	小禄1-9 ひよどり児童公園柵
46	5	鏡原町37-1 漫湖公園テニスコート前植込み
46	6	鏡原町34-40 サンエー小禄ショッピングセンター前ガードパイプ
47	1	字宇栄原443 玉城宅前ガードパイプ
47	2	字宇栄原524 上原宅前ガードパイプ
47	3	小禄4-3-9 上原宅前ガードパイプ
47	4	字宇栄原577 宇栄原団地A-2前ガードパイプ
47	5	字宇栄原605 宇栄原団地B-1前柵
47	6	字宇栄原598 宇栄原団地中央幼児遊園柵
47	7	字宇栄原869 宇栄原団地C-15横ガードパイプ
47	8	字宇栄原694番地隣 宇栄原中公園柵
48	1	宇栄原1-26-15 小禄オートガス前ガードパイプ
48	2	宇栄原1-10-10 トップ美容室横ガードパイプ
48	3	宇栄原1-12-1 さつき幼稚園前ガードパイプ
48	4	宇栄原1-15-16 石原方前ガードパイプ
48	5	宇栄原2-23-1 小禄中学校前ガードパイプ

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
48	6	高良3-6-5 リッチモンドビル前ガードパイプ
48	7	高良3-5 高良あおぞら公園柵
48	8	高良3-1-12 マンガ倉庫第3駐車場横ガードレール奥の柵
49	1	高良1-4 高良公園
49	2	宮城1-12-5 ガードパイプ
49	3	高良2-3-18 小禄農協横落下柵
49	4	高良1-4-43 具志方前(柵)
49	5	高良2-14-22 サンヒルズ高良向い落下柵
49	6	具志2-24 あさがお公園柵
49	7	具志3-10 具志・宮城西公園柵
49	8	具志3-32 忠農園横ガードレール
50	1	金城2丁目 小禄すみれ児童公園
50	2	赤嶺2丁目 小禄わかば公園
50	3	田原3-2-1 小禄市営住宅1棟前フェンス
50	4	田原3-6-1 小禄市営住宅5棟前駅前階段前フェンス
50	5	金城5-10-2 琉球ジャスコ那覇店西側駐車場出口横植栽
50	6	金城3-2 小禄金城公園内柵(池の前)
50	7	田原1-7 どんぐり公園フェンス
50	8	田原3丁目 田原公園
50	9	赤嶺2-6-1 世界真光沖縄道場前ガードレール
51	1	銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎前
51	2	銘苅1-16-5 ふくふくびる向(ガードレール)
51	3	宇古島24-1 大盛産業ビル向い(ガードフェンス)
51	4	銘苅3-5 安岡ガジュマル公園(草地)
51	5	銘苅3-3 銘苅てんとうむし公園(草地)
51	6	銘苅1-18-16 新都心銘苅市営住宅1号棟前(植栽)
51	7	銘苅2-10 公園側(ガードフェンス)
51	8	銘苅1-5 銘苅かりゆし公園(草地)
52	1	新都心公園(植栽) はるやま向
52	2	新都心公園(植栽) 新都心マンション大興向い
52	3	新都心公園(植栽) メゾンドールUCHIMA向い
52	4	新都心公園(植栽) パークサイドおもろ向い
52	5	天久ちゅらまち公園(植栽) メゾン・ポルテ・ボヌール向い
52	6	天久2-24 天久緑風公園(柵)
52	7	天久1-24 天久プリン山公園(草地)

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙ポスター設置場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
52	8	天久ちゅらまち公園 スポーツデポ側

那覇市選挙管理委員会告示第46号

平成 2 0 年 1 1 月 4 日

掲 示 済

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することのできる日について

平成 20 年 11 月 16 日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙において、公職選挙法第 144 条の 2 第 5 項の規定によるポスター掲示場のポスターの掲示を開始することのできる日は、平成 20 年 11 月 9 日からである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙管理委員会告示第47号

平成 2 0 年 1 1 月 8 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 4 , 8 9 5 人

- | | | |
|---|--------------------|---------|
| 2 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 81,579人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 40,790人 |

那覇市選挙管理委員会告示第48号
平成20年11月9日
掲 示 済

選挙運動に関する支出金額の制限額について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項による選挙運動に関する支出金額は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- | | | |
|---|-----------------------|--------------|
| 1 | 那 覇 市 長 選 挙 | 18,600,000 円 |
| 2 | 那 覇 市 議 会 議 員 補 欠 選 挙 | 4,986,700 円 |

那覇市選挙管理委員会告示第49号
平成20年11月9日
掲 示 済

那覇市長選挙の期日について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の規定により、任期満了による那覇市長選挙を次のとおり行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

選挙期日 平成20年11月16日

那覇市選挙管理委員会告示第50号
平成20年11月9日
掲 示 済

那覇市議会議員補欠選挙の期日について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、那覇市議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

選 挙 期 日 平成20年11月16日
選挙すべき議員数 5人

那覇市選挙管理委員会告示第51号
平成20年11月9日
掲 示 済

投票用紙の色について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙の投票用紙の色を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 那 覇 市 長 選 挙 用 紙 の 色 | 白 色 |
| 2 那覇市長選挙用紙印刷の文字の色 | 赤 色 |
| 3 那覇市議会議員補欠選挙用紙の色 | びわ色 |
| 4 那覇市議会議員補欠選挙印刷の文字の色 | 赤 色 |

那覇市選挙管理委員会告示第52号
平成20年11月9日
掲 示 済

那覇市長選挙と那覇市議会議員補欠選挙の投票の順序について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙の同時選挙において、投票の順序を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 那覇市長選挙
- 2 那覇市議会議員補欠選挙

那覇市選挙管理委員会告示第53号
平成20年11月9日
掲 示 済

投票所について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙の投票所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

投 票 所 一 覧 表

投票区	投 票 所	所 在 地
1	石嶺小学校	首里石嶺町 4-360-8
2	城東小学校	首里石嶺町 2-74
3	城北小学校	首里石嶺町 1-162
4	城北小学校	首里石嶺町 1-162
5	大名児童館	首里大名町 2-75
6	首里公民館	首里当蔵町 2-8-2
7	城南小学校	首里崎山町 4-35-2
8	城西小学校	首里真和志町 1-5
9	首里高校	首里真和志町 2-43
10	松島中学校	古島 2-11-2
11	末吉老人福祉センター	首里末吉町 2-14
12	真嘉比小学校	字真嘉比 209

投 票 所 一 覧 表

投票区	投 票 所	所 在 地
13	大道中央病院	安里 1-1-37
14	沖縄工業高等高校	松川 3-20-1
15	松川小学校	松川 1-7-1
16	大道小学校	字大道 146-1
17	石田中学校	繁多川 5-17-1
18	識名小学校	識名 2-2-1
19	上間小学校	長田 1-13-65
20	仲井真小学校	字仲井真 173
21	真地小学校	字真地 313
22	寄宮中学校	長田 1-13-65
23	真和志小学校	寄宮 3-1-1
24	真和志支所	寄宮 2-32-1
25	与儀小学校	与儀 1-1-1
26	古蔵中学校	古波蔵 4-8-1
27	古蔵中学校	古波蔵 4-8-1
28	安謝福祉総合施設内安謝児童館	安謝 2-15-1
29	曙小学校	曙 2-18-1
30	泊小学校	泊 2-23-9
31	神原小学校	樋川 2-7-1
32	壺屋小学校	牧志 3-14-12
33	市役所本庁	泉崎 1-1-1
34	神原中学校	樋川 2-8-1
35	城岳小学校	楚辺 2-1-1
36	壺川老人福祉センター	字壺川 28-2
37	久茂地小学校	久茂地 3-26-27
38	前島小学校	前島 1-7-1
39	那覇中学校	松山 2-24-1
40	若狭小学校	若狭 2-16-1
41	上山中学校	久米 1-3-1
42	上山中学校	久米 1-3-1
43	垣花小学校	山下町 17-1
44	小禄小学校	字小禄 1150

投 票 所 一 覧 表

投票区	投 票 所	所 在 地
45	小禄南小学校	小禄 4-14-1
46	鏡原中学校	鏡原町 36-1
47	小禄支所	字宇栄原 1035
48	小禄中学校	宇栄原 2-23-1
49	小禄南公民館	高良 2-7-1
50	金城小学校	金城 4-3-1
51	新都心銘苅庁舎	銘苅 2-3-1
52	緑化センター	おもろまち 3-2-1

那覇市選挙管理委員会告示第 5 4 号
平成 2 0 年 1 1 月 9 日
掲 示 済

投票管理者又はその職務代理者の氏名等について

平成 20 年 11 月 16 日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における
各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

投票区	投票所	投票管理者	職務代理者
1	石嶺小学校	平良 常雄	仲尾次 弘
2	城東小学校	浜元 泰三	宮里 寿美
3	城北小学校	座嘉比 光雄	比嘉 尚子
4	城北小学校	赤嶺 譲	久高 千佳子
5	大名児童館	宮城 哲哉	我謝 輝
6	首里公民館	平良 尚子	池田 友美
7	城南小学校	田端 恒夫	徳永 周作
8	城西小学校	吉峯 なおみ	仲間 守怜
9	首里高校	眞喜屋 勇	辺土名 朝次
10	松島中学校	澤岬 寛明	安井 隆二
11	末吉老人福祉センター	上原 昭則	桃原 真哉
12	真嘉比小学校	渡嘉敷 宗清	真境名 元作
13	大道中央病院	前原 常雄	前原 信博
14	沖縄工業高校	池原 良和	真栄里 憲一
15	松川小学校	大嶺 祥史	三澤 裕子
16	大道小学校	西原 浩也	當山 忠彦
17	石田中学校	知名 洋美	山城 忠信
18	識名小学校	山城 正行	又吉 盛斗
19	上間小学校	瀬長 正勝	長濱 宗直
20	仲井真小学校	新崎 隆	我那覇 正
21	真地小学校	金城 貞雄	渡具知 綾子
22	寄宮中学校	徳元 和政	高宮 修一
23	真和志小学校	大城 義智	親里 嘉浩
24	真和志支所	喜納 博明	吉田 典司
25	与儀小学校	新里 亨	高橋 多佳子
26	古蔵中学校	新城 浩一	崎山 泰子
27	古蔵中学校	比嘉 世顕	儀間 浩子
28	安謝児童館	阿波連 利	新川 範子
29	曙小学校	田原 格	元 健二
30	泊小学校	根間 秀夫	島袋 昇
31	神原小学校	比嘉 学	桃原 亮
32	壺屋小学校	新里 博一	池原 哲之
33	市役所本庁	稲福 吉久	儀部 浩司
34	神原中学校	上江洲 寛	慶田城 用世
35	城岳小学校	渡慶次 力	宮里 優

投票区	投票所	投票管理者	職務代理者
36	壺川老人センター	与儀 実彦	古堅 博己
37	久茂地小学校	佐久川 政健	徳嶺 克志
38	前島小学校	仲田 恵司	我那覇 昌次
39	那覇中学校	倉原 英弘	大城 妙子
40	若狭小学校	大城 伸雄	佐々木 一肇
41	上山中学校	新垣 淑博	中本 順也
42	上山中学校	崎枝 智	大濱 恵美子
43	垣花小学校	屋良 幸広	金武 佳之
44	小禄小学校	上江洲 清尚	赤嶺 翼
45	小禄南小学校	栄野元 到	安里 成顕
46	鏡原中学校	具志堅 英治	城間 賢治
47	小禄支所	大嶺 毅	赤嶺 文哉
48	小禄中学校	玉寄 博道	上原 学
49	小禄南公民館	長田 健二	仲宗根 健
50	金城小学校	高江洲 義人	戸張 洋史
51	銘苅庁舎	幸地 貴	上原 ゆり子
52	緑化センター	高江洲 広美	新川 琢也

那覇市選挙管理委員会告示第55号
平成20年11月9日
掲 示 済

期日前投票所について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における期日前投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

期日前 投票所名	投票所に充てる 施設の名称	所在地	設置期間
期日前 第1投票所	那覇市銘苅庁舎 IT会議室 (新都心銘苅庁舎2階)	那覇市 銘苅2丁目3番1号	平成20年11月10日 ～11月15日 午前8時30分 ～午後8時

期日前 第 2 投票所	那覇市役所本庁 1 階ロビー	那覇市 泉崎 1 丁目 1 番 1 号	平成 20 年 11 月 10 日 ~ 11 月 15 日 午前 8 時 30 分 ~ 午後 8 時
----------------	-------------------	------------------------	---

那覇市選挙管理委員会告示第 5 6 号

平成 2 0 年 1 1 月 9 日

掲 示 済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成 20 年 11 月 16 日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

期日前 投票所名	投票管理者 氏 名	期 間	同職務代理者	期 間
期日前 第 1 投票所	仲地 巖	平成 20 年 11 月 10 日 ~ 11 月 12 日	島 袋 庄 一	平成 20 年 11 月 10 日 ~ 11 月 15 日
	仲里 惇	平成 20 年 11 月 13 日 ~ 11 月 15 日		
期日前 第 2 投票所	宮城 邦彦	平成 20 年 11 月 10 日 ~ 11 月 12 日	渡慶次 柴 福	平成 20 年 11 月 10 日 ~ 11 月 15 日
	國吉 真春	平成 20 年 11 月 13 日 ~ 11 月 15 日		

那覇市選挙管理委員会告示第57号
平成20年11月9日
掲 示 済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における投票記載所の氏名等の掲示（氏名掲示）の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 日 時 平成20年11月9日（日） 午後5時
- 2 場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第58号
平成20年11月9日
掲 示 済

選挙長及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

選 挙 長 氏 名	瀬良垣 武 安
職 務 代 理 者 氏 名	比 嘉 朝 文

那覇市選挙管理委員会告示第59号
平成20年11月9日
掲 示 済

開票事務と選挙会事務の合同について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により開票の事務は選挙会の事務にあわせて行うものとする。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙管理委員会告示第60号
平成20年11月9日
掲 示 済

選挙会の場所及び日時について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 日 時 平成20年11月16日（日） 午後9時10分
- 2 場 所 那覇市字識名1227番地
那覇市民体育館 メインアリーナ

那覇市選挙管理委員会告示第61号
平成20年11月9日
掲 示 済

選挙運動に関する収入及び支出報告書の要旨の公表方法について

平成20年11月16日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙の選挙運動

2008（平成20）年11月17日

に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表は次の方法で行う。

那霸市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

公表の方法 . . . 那覇市公報に登載する。

那覇市選挙管理委員会告示第62号
平成20年11月17日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定により、平成 20 年 12 月 3 日（水）から同年 12 月 7 日（日）まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那霸市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧の場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第63号
平成20年11月17日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 2 項の規定により、平成 20 年 12 月 3 日から同年 12 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那霸市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧の場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙選挙長告示

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙選挙長告示第1号

平成 2 0 年 1 1 月 9 日
掲 示 済

選挙長の事務を行う場所について

選挙管理事務執行取扱規程（昭和 63 年沖縄県選挙管理委員会告示第 3 号）第 86 条の規定により、平成 20 年 11 月 16 日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙
選挙長 瀬 良 垣 武 安

- 1 平成 20 年 11 月 9 日（日）
那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
新都心銘苅庁舎 2 階 IT 会議室
- 2 平成 20 年 11 月 10 日（月）以降
那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
新都心銘苅庁舎 2 階 那覇市選挙管理委員会

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙選挙長告示第2号

平成 2 0 年 1 1 月 9 日
掲 示 済

選挙立会人決定のくじを行う日時及び場所について

平成 20 年 11 月 16 日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙
選挙長 瀬 良 垣 武 安

- 1 日時 平成 20 年 11 月 13 日（木）午後 5 時
- 2 場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙選挙長告示第3号

平 成 2 0 年 1 1 月 9 日

掲 示 済

候補者の届出について

平成 20 年 11 月 16 日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙において、
候補者として次のとおり届出があった。

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙
選挙長 瀬 良 垣 武 安

立 候 補 者 一 覧 （ 那 覇 市 長 選 挙 ）

届出 番号	候 補 者 氏 名 ふ り が な	本 籍	住 所	生 年 月 日	党 派	職 業
1	オナガ （ 翁 長 雄 志 ） たけ し	沖縄県那覇市字真嘉比 219番地	沖縄県那覇市字大道48番 地	昭和25年10月2日	無所属	那覇市長
2	タイラ （ 平 良 長 政 ） ちよう せい	沖縄県那覇市松尾二丁 目371番地	沖縄県那覇市首里大町2 丁目5番地12	昭和18年8月29日	無所属	無職
3	ヤラ （ 屋 良 朝 助 ） ちよう すけ	東京都江戸川区平井三 丁目16番	沖縄県那覇市安里3丁目1 番3号 糸洲住宅2階	昭和27年1月14日	かりゆしクラブ	サンアロー通商株 式会社代表取締役

（注）候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を（ ）書きすること。

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 補 欠 選 挙)

届出 番号	候 補 者 氏 名 ふりがな	本 籍	住 所	生 年 月 日	党 派	職 業
1	しみず 清水 マオ (清水 磨男)	京都府京都市伏見区小 栗栖北後藤町一番地	沖縄県那覇市小禄5丁目15 番地12 コートシャルマン 405	昭和56年2月13日	民主党	民主党沖縄県連青 年部長
2	うちま 内 間 徹 てつ	沖縄県那覇市首里山川 町一丁目25番地	沖縄県那覇市首里山川町 1丁目25番地	昭和41年1月31日	無所属	無職
3	かめしま 賢二郎 (亀島 賢二郎) けんじろう	沖縄県那覇市前島二丁 目14番地7	沖縄県那覇市泊3丁目17番 地4 ライトマントシヨン502	昭和47年10月8日	自由民主党	無職
4	しもじ 下 地 コウキ (下地 恒輝)	沖縄県宮古島市平良字 西里499番地	沖縄県那覇市字古島454番 地14	昭和25年11月6日	無所属	(有)丸輝産業代表 取締役
5	みやひら 宮 平 のり子 こ	沖縄県中頭郡嘉手納町 字久得257番地	沖縄県那覇市識名2丁目13 番53号	昭和22年6月9日	社会民主党	無職

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を () 書きすること。

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 補 欠 選 挙)

届出 番号	候 補 者 氏 名 ふりがな	本 籍	住 所	生 年 月 日	党 派	職 業
6	なかまつ ひろし 寛 (仲松 寛)	沖縄県那覇市字松川274番地2	沖縄県那覇市字小祿26番地	昭和37年11月25日	無所属	無職
7	いは 伊 波 ひでき (伊波 秀輝)	沖縄県那覇市首里真和志町一丁目58番地	沖縄県那覇市字上間300番地1 泉宮上間第二市街地住宅101	昭和51年9月10日	沖縄社会大衆党	無職
8	まえだ 前 田 ちひろ (前田 千尋)	沖縄県那覇市三原二丁目223番地	沖縄県那覇市壺屋1丁目18番16号	昭和46年8月12日	日本共産党	沖縄協同病院医療事務
9	ひやね 比屋根 ヨネコ (比屋根 米子)	沖縄県沖縄市字登川2861番地	沖縄県那覇市牧志3丁目20番6号 グランドハイム牧志201	昭和23年10月5日	無所属	無職

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を () 書きすること。